

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】 ☎ 539・2061 または ☎ 539・2062

軽自動車税の税率変更について

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の税率（年税額）が次のとおり変更となります。

①原動機付自転車、125cc 超の二輪車等の車両の税率（年税額）

→平成 28 年度から別表①のとおり引き上げとなります。

②軽四輪等の車両の税率（年税額）

→平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けた軽四輪等の税率が、自家用乗用車は 1.5 倍に、その他の区分の車両は約 1.25 倍に、それぞれ別表②のとおり引き上げとなります。

また、環境性能の優れた軽四輪等の普及を促進するため、平成 27 年度中に最初の新規検査を受けた一定の環境性能を有する軽四輪等について、平成 28 年度分の軽自動車税に限り税率が軽減されます。

一方で、最初の新規検査から 13 年を経過した車両を対象に、平成 28 年度より重課が導入されます。

●車両の登録・廃車・変更等の手続き場所について

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在所有している方に課税されます。住所（定置場）変更や譲渡及び廃車等をする場合は、右表の各機関でお手続きをしてください。

【問合せ】課税課市民税係 ☎ 551・1610

別表① 原動機付自転車や 125 cc 超の二輪車等の車両

区分	税率（年税額）		
	平成 27 年度まで	平成 28 年度から	
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽自動車	二輪（125cc 超 250cc 以下）	2,400 円	3,600 円
	専ら雪上を走行するもの	2,400 円	3,600 円
小型二輪（250cc 超）	4,000 円	6,000 円	
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他	4,700 円	5,900 円

別表② 軽四輪等の車両（最初の新規検査年月によって税率が異なります）

区分	税率（年税額）						
	平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両	平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けた車両	【軽課税率】平成 27 年度中に最初の新規検査を受けた車両			【重課税率】最初の新規検査から 13 年を経過した車両	
			①	②	③		
軽三輪	3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,600 円	
軽四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円

①電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの）

②ガソリン車・ハイブリッド車〈乗用〉平成 32 年度燃費基準 + 20%達成車
〈貨物用〉平成 27 年度燃費基準 + 35%達成車

③ガソリン車・ハイブリッド車〈乗用〉平成 32 年度燃費基準達成車
〈貨物用〉平成 27 年度燃費基準 + 15%達成車

※ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★）に限ります。○最初の新規検査年月とは、自動車検査証に記載されている初度検査年月のことです。

○電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（ハイブリッド車）及び被けん引自動車は、重課税率の対象から除外されます。

●車両の登録・廃車・変更等の手続き場所

◎原動機付自転車 ◎小型特殊自動車	市役所課税課市民税係（福生市本町 5 番地）☎ 551・1610
◎軽二輪（125cc 超 250cc 以下） ◎小型二輪（250cc 超）	東京運輸支局八王子自動車検査登録事務所（八王子市滝山町 1-270-2）☎ 050・5540・2034
◎三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会東京主管事務所八王子支所（青梅市新町 6-18-2）☎ 050・3816・3103

シリーズ MY NUMBER マイナンバー ⑧（最終回）

マイナンバー制度に関する問合せ先について

昨年 8 月から連載してきた「シリーズ・マイナンバー」ですが、今回が最終回となります。マイナンバーを利用する行政手続きは非常に広範囲です。また、マイナンバーカード（個人番号カード）の普及等に伴い、マイナンバーの利用はさらに広がり、皆さんの生活と密接に関わってきます。これからもマイナンバーに関しては、広報ふっさやホームページで、随時情報提供していく予定です。なお、福生市におけるマイナンバーの各担当は次のとおりです。個別の手続きに関しては各担当にお問い合わせください。

〈政策に関すること〉企画調整課企画調整担当 ☎ 551・1528


〈情報セキュリティに関すること〉情報システム課 ☎ 551・1554

〈条例や特定個人情報保護評価に関すること〉総務課法制係 ☎ 551・1536

〈通知カード・マイナンバーカード（個人番号カード）に関すること〉総合窓口課 ☎ 551・1595

◆制度に関する問合せは「マイナンバー総合フリーダイヤル」☎ 0120・95・0178 へ。

〈平日〉午前 9 時 30 分～午後 10 時 〈土・日・祝日〉午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分



福生には築 50 年を超える米軍ハウスが点在し、そこに暮らす人々の多くは DIY (Do it yourself) で壁を塗ったり家具を作ったりと個性豊かな暮らしを楽しんでいます。

そんなモノづくりの文化が根付く福生で、暮らしを彩る「木製ラック」を作ってみませんか。小学生以下のお子さんは保護者の方と一緒に参加ください。

【日時】 3 月 12 日(土)午後 1 時～3 時（集合時間・午後 0 時 45 分）

【集合場所】すくーる会場

くるみる ふっさ

【定員】 先着 20 人

【費用】 600 円

【講師】 松丸絵理氏（スタジオ オフェブ一級建築士事務所）

【申込み】 3 月 3 日(木)～11 日(金)の間にくるみる ふっさ

【問合せ】 シティセール

さ ☎ 530・2341 へ直接または電話でお申し込みください。（月曜定休日※祝日を除く）

第 33 回ふっさ桜まつりにお越しください

3 月 26 日(土)から「第 33 回ふっさ桜まつり」が開催されます。現在、JR 青梅線中央線区間を運行する車輛内のトレインチャンネルで、「たっけー☆☆」も登場する消費者被害防止動画が放映されていますが、その中でふっさ桜まつりの PR も併せて行っています。ぜひご覧いただき、当日は桜まつりにお越しください。なお、催し物などの詳細は、広報ふっさ 3 月 15 日号等でお知らせします。

①トレインチャンネルについて

【放映期間】 2 月 22 日(月)～3 月 20 日(祝)

【放映場所】 JR 青梅線・中央線快速区間を運行する電車内

②桜まつりについて

【開催期間】 3 月 26 日(土)～4 月 3 日(日)

【場所】 永田橋から睦橋の多摩川堤防沿い

【主催】 ふっさ桜まつり実行委員会

③問合せ】 ふっさ桜まつり実行委員会事務局（シティセールス推進課内）☎ 551・1740

たっけー☆☆出沒情報！

★多摩川カヌー 駆伝大会

【日程】 3 月 5 日(土)

【場所・時間等】 開会式会場（青梅市・釜の淵公園）午前 10 時、表彰式会場（昭島市・くじら運動公園）午後 1 時 30 分 ※出沒は随時

【日時】 3 月 6 日(日)午前 10 時～午後 3 時

【場所】 さくら会館 3 階ホール ※出沒は随時

【問合せ】 シティセールス推進課まちの魅力創造グループ ☎ 551・1740

ス推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699

②桜まつりについて

【開催期間】 3 月 26 日(土)～4 月 3 日(日)

【場所】 永田橋から睦橋の多摩川堤防沿い

【主催】 ふっさ桜まつり実行委員会

③問合せ】 ふっさ桜まつり実行委員会事務局（シティセールス推進課内）☎ 551・1740

納税は 納期内で 元気な福生